

## 児童手当

0歳～中学修了(15歳になった最初の3月31日)前の子どもを監護している方に支給される手当です。公務員の方は各事業所での手続きになります。

- 支給額 3歳未満・・・一律 15,000円
- 3歳以上小学校修了前・・・10,000円  
(児童の中で第3子以降は、15,000円)
- 中学生・・・一律 10,000円
- ※所得超過の場合は、一律 5,000円となります。

## 乳幼児医療費助成

小学校就学前までの乳幼児の保険診療による自己負担額を助成します。ただし重度心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成・生活保護の対象者を除きます。※ひとり親家庭医療費助成制度、乳幼児医療費助成については、高額療養費等を差し引きます。



# 子

## 育てに関する制度 ～子どもの成長を支援します～

### ■お問い合わせ

肝付町役場福祉課児童家庭係(乳幼児医療費助成以外) ☎ 0994-65-8413  
肝付町役場健康増進課健康増進係(乳幼児医療費助成) ☎ 0994-65-8412

## 母子(寡婦)福祉資金

母子家庭および寡婦に、次の必要な資金を貸付する事ができます。

- ①事業開始 ②事業継続 ③修学 ④技能
- ⑤修業 ⑥就職支援 ⑦療養 ⑧生活 ⑨住宅
- ⑩転居 ⑪就学支度 ⑫結婚 ⑬児童扶養

※金額や貸付・償還(返済)期間、利子等はそれぞれの種類によって異なります。また他の奨学金を受ける予定の児童は修学資金の貸付は受けられません。

## 特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護する父母または養育者に対して支給される手当です。

※障がい年金を受給していたり、施設に入所していたりするときは支給されない事があります。また、前年の所得により支給限度額が設定されています。

### ■助成額

- ・1級 重度障がい児童→月額 50,400円  
(10月から50,050円)
- ・2級 中度障がい児童→月額 33,570円  
(10月から33,330円)

## ひとり親家庭医療費助成

18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父(母)とその児童、または父母のいない養育者家庭の児童の保健診療による自己負担額を助成します。

## 児童扶養手当

下記の認定要件のいずれかに該当する18歳未満の児童(重度又は中度の障がいがある場合は20歳未満)を監護している父(母)、または父母に代わって児童を養育している方に対して支給される手当です。

所得超過の場合支給停止になることがあります。

### ■認定要件

- ・父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
- ・父(母)が死亡した児童
- ・父(母)が障がいの状態にある児童
- ・父(母)の生死が明らかでない児童
- ・父(母)が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・父(母)が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10号1項の規定による命令を受けた児童
- ・その他(棄児など)

### ■支給額

- ・1人目の児童  
(全部支給の場合)月額41,430円(10月から41,140円)  
(一部支給の場合)月額9,780円～41,420円  
(10月から9,710円～41,130円)(所得により変動します。)
  - ・2人目は5,000円を加算
  - ・3人目以降は3,000円ずつを加算
- ※事実婚などで、不正受給を行った場合罰則が設けられています。